



## 懲戒処分等取消請求事件

その1

### 事件の要約

本判決は、上告人の職員が飲酒運転により懲戒免職処分を受けたことに関する退職手当の支給制限についての法的判断を示していることに注目したい。

### 懲戒免職処分と退職手当支給制限

- ・被上告人は、飲酒運転を理由に懲戒免職処分を受け、退職手当の全額支給を制限される処分を受けた。
- ・本件規定に基づき、懲戒免職処分を受けた者に対しては、退職手当の全部または一部を支給しないことが可能である。
- ・原審は、懲戒免職処分は適法としつつ、退職手当の全額支給制限処分は違法であると判断した。

### 原審の判断とその理由

- ・原審は、被上告人の非違行為が物損事故にとどまり、被上告人が長期間懲戒処分歴がないことを考慮し、全額支給しないことは社会通念上妥当ではないとした。しかし、原審の判断は、退職手当支給制限処分に関する裁量権の解釈を誤っているとされ、上告人の主張が認められた。

### 上告審の判断

- ・上告審では、被上告人の飲酒運転が重大な危険を伴い、事故を引き起こしたことから、非違行為の態様は悪質であると認定された。
- ・被上告人は、事故後に適切な措置を講じず、虚偽の説明を行ったことも評価され、非違行為の程度は重いとされた。
- ・被上告人が管理職であったことから、公務の信頼を損なう行為であり、社会的影響も考慮された。

### 裁量権の範囲と結論

- ・本件規定は、退職手当管理機関に裁量を委ねており、その判断が社会観念上著しく妥当を欠く場合に違法となる。
- ・上告審は、原審の判断が法令違反であるとし、上告人の敗訴部分を破棄し、被上告人の請求を棄却することを決定した。

この判決は、懲戒処分と退職手当の支給制限に関する法的基準を明確にし、地方公務員の職務における責任と社会的信頼の重要性を強調しているところが意味深い。

〈つづく〉